資料 2

第2回 伊勢市宿泊税検討委員会 資料編

導入先行自治体における宿泊税の制度内容 ・・・・・・・・・・p1

宿泊税以外の観光財源の事例 ・・・・・・・・・・p11

アンケート調査票 ・・・・・・・・・・p19

令和6年10月28日

導入先行自治体における宿泊税の制度内容

1. 目的

■導入先行自治体の事例

※自治体名の枠が水色は宿泊税導入済み自治体、黄色は宿泊税導入予定（総務省同意）自治体

	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市
目的	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光振興を図る施策に要する費用に充てる	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	福岡県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	福岡市観光振興条例に規定する観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力の増進等、MICEの振興や持続可能な観光の振興に要する費用に充てる

	北九州市	長崎市	ニセコ町	常滑市	熱海市	赤井川村（北海道）
目的	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実、その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのﾘｿﾞｰﾄ地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	受入環境の整備、観光資源の磨き上げ及び情報発信の充実により、さらなる来訪者の増加を図ることで新たなｻｰﾋﾞｽを提供し、まちの魅力を向上させ続ける好循環を形成する費用に充てる	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てる	赤井川村の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に充てる

資料出所：各自治体のホームページより百五総合研究所作成

2. 使途(1/2)

■導入先行自治体の事例

	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市
使途	Wi-Fiやデジタルサイネージなどの利用環境の整備／東京観光情報センター(都内5箇所)設置・運営／都内の観光スポット等を記載したウェルカムカードの作成	観光客受入のための基盤整備・持続可能な観光の促進／府域における交通アクセス等の容易化・円滑化／文化・生活習慣に配慮した対応／安心・安全の確保／魅力あふれる観光資源づくり／効果的な誘客促進	市民・観光客双方にとって安心・安全な受入環境の整備／京都観光における更なる質・満足度の向上／京都ならでは文化振興・美しい景観の保全	まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興／観光客の受入れ環境の充実／市民生活と調和した持続可能な観光の振興	ニセコ・羊蹄山の環境保全／安心・安全なリゾートの形成／”観光インフラ”の整備	宿泊施設の多言語案内・情報発信、バリアフリー化等に対する支援／インバウンド向け体験プログラムを含む旅行商品造成支援／市町村の観光振興施策への財政的支援(宿泊税導入市町村除外)	九州のゲートウェイ都市機能強化／MICE都市としてのプレゼンス向上／地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進
具体的な施策	(R5)東京観光情報センターの整備・運営／海外に向けた観光プロモーション／外国人旅行者の受入に係るサービス向上の支援／バリアフリー化の推進／ウェルカムカードの作成等／新たな観光資源の開発／MICE誘致活動の展開／観光事業者のデジタル技術を活用した取組への支援／観光事業者の経営力向上や環境対策への支援	(R5)ナイトカルチャー魅力創出事業／舟運の活性化や水辺の魅力創出に向けたイベント「水都大阪フェス」等の開催、大阪城エリアにおける公共船着場等の整備／上方伝統芸能や上方演芸等の文化の魅力の発信／「御堂筋オータムパーティー」の開催による魅力の発信／トラベルサービスセンターの運営／宿泊施設における施設整備への補助金交付	(R6)市民利用と観光利用のすみわけに向けた観光特急バスの新設など移動利便性の向上・観光地等交通対策／災害時における市民・観光客等の安全対策／街路樹の育成管理／岡崎や梅小路島の魅力向上による新たな魅力の創出／文化財の保全・継承に向けた取組／歴史的景観の保全に向けた取組／無電柱化事業等	(R6)街路樹等雪吊り魅力向上事業費／金沢ミュージアムブラス運営費／宿泊施設改修支援事業費補助／金沢中央観光案内所管理運営費／金沢駅東広場環境向上推進費／第3期まちのり構築費／能登地域を含めた広域観光の推進	(R6)地域DMO支援事業／ニセコエリア観光客受入体制整備事業／ひらふ地区ロードヒーディング事業／なだれ・山岳事故防止対策事業／ひらふスキー場第1駐車場安全管理事業／町民向けタクシー確保事業等		(R6)広域連携誘客事業／修学旅行による都市圏周遊の推進／高付加価値旅行の推進による誘客事業／MICE誘致強化事業／MICE支援事業／博多旧市街プロジェクト／福岡城・鴻臚館における観光振興事業／Fukuoka East&WestCoastプロジェクト海辺を活かした観光振興事業／夜の文化・エンタメ集客事業／魅力ある水辺空間の創出事業

資料出所：各自治体のホームページより百五総合研究所作成

2. 使途(2/2)

■導入先行自治体の事例

	北九州市	長崎市	ニセコ町	常滑市	熱海市	赤井川村(北海道)
使途	観光都市とするためのブランディング／地域資源の観光資源化／セールスプロモーション／観光客がストレスフリーで観光を楽しめる環境整備／MICE戦略を強化し都市型集客の促進／アジアを中心とした誘客促進	サービス向上・消費拡大／受入環境整備／情報提供／緊急時の対応等	地域内交通の充実／宿泊事業者の地球環境負荷の低減を促進・支援／観光協会組織強化、観光人材育成、観光DX推進／景観・環境保全対策／有事への備え	来訪者(宿泊者)の満足度向上／来訪者(宿泊者)の増加促進／観光の好循環創出と加速	宿泊客の増加・観光消費拡大に資する事業【既存】イベント開催支援・実施／観光客受入環境の整備／誘客宣伝業務／市場調査・分析等【今後】マーケティング／コンテンツ開発／観光インフラ／運営経費／人材育成	観光インフラの整備／増加する観光客への対応／魅力ある赤井川村づくり
具体的な施策	メディアを活用した観光PR展開／小倉城周辺歴史文化観光磨き上げ／皿倉山プレミアム夜景創出／修学旅行などの団体客誘致促進／日本新三大夜景都市と産業観光コラボレーション／北九州空港新規路線就航促進／観光案内機能強化／商店街満足度向上／北九州空港アクセス推進／宿泊施設等改修支援／MICE開催助成／インバウンド誘致強化等	(R6)観光地域づくり推進費／長崎さるく推進費／MICE推進費／観光地域づくり推進費／観光産業人材育成事業費／総合案内所運営費／観光客受入環境整備費／観光地域づくり推進費／観光客誘致推進費／観光交流基金積立金(緊急時対応)等	循環バス運行、空港連絡バス運行、デマンドバス強化・DX化、宿泊税施設環境負荷低減対策事業補助金(省エネ等)、DMC強化推進事業、人材育成・確保事業、景観や環境保全の取組、災害・パンデミック対応等持続化基金積立・運用制度等	シャトルバス運行事業、ナイトタイムエコノミー推進事業／おもてなし人材雇用支援事業／観光地ウェルカムサイン、多言語サイン整備／エリアMICE推進事業、ホームページ、SNS発信強化／EBPMに向けた観光データ収集、活用、リピーター獲得／感染症拡大などの社会状況や観光ニーズの変化に緊急的、機動的に対応し好循環を創出・加速するための基金設立	花火大会、新たな誘客イベントの開催／花の名所づくり、温泉を活用した施設整備／DMO専門人材等人件費、事務所家賃等経費／「意外と熱海」プロモーション／春季、秋季誘客キャンペーン／Wi-Fi、GPS等を活用したニーズ調査・同線分析、消費額調査、ソーシャルリスニング調査／宿泊施設等の高付加価値化支援等	「村道赤井川高原道路」の全面的な改修／「常盤地区簡易水道浄水場に代わる浄水施設の設置／赤井川村DMOの運営支援／「まるっとカルデラ農村フェス」の開催支援／外国語標記道路標識等のの設備・パンフレット等の配備／

資料出所:各自治体のホームページより百五総合研究所作成

3. 税率(1/2)

■導入先行自治体の事例

	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市
税率(方式)	定額(段階式)	定額(段階式)	定額(段階式)	定額(段階式)	定率	定額	定額(段階式)
税率(水準)	1～1.5万未満:100円	0.7～1.5万未満:100円	2万未満:200円	0.5～2万未満:200円	2%	200円 福岡市、北九州市:50円 上記以外の課税市町村:100円	2万未満:150円
	1.5万～:200円	1.5～2万未満:200円	2～5万:500円	2万～:500円			2万～:450円
		2万～:300円	5万～:1000円				

	北九州市	長崎市	ニセコ町	常滑市	熱海市	赤井川村(北海道)
税率(方式)	定額	定額(段階式)	定額(段階式)	定額	定額	定額(段階式)
税率(水準)	150円	1万未満:100円	2万未満:200円	200円	200円	2万未満:200円
		1～2万未満:200円	2～5万未満:500円			2万～:500円
		2万～:500円	5～10万未満:1,000円			
			10万以上:2,000円			

※ニセコ町は当分の間、5001円未満は100円

■導入先行自治体の考え方

	自治体	税率・税額、水準の考え方
定額制(一律)	常滑市	・導入先行自治体において、概ね 100 円から 1,000 円の間で設定されている。 ・宿泊事業者アンケートや本検討委員会の意見を踏まえつつ、今後必要となる「まちの成長」に向けた事業規模を勘案し、一定の税収を確保しながら宿泊事業者の作業負担軽減となるよう、現段階では一律200円の税率(税額)とすることが適当であると考える。
	熱海市	・財政需要として観光政策に係る事業規模を10億円と積算。そのうち、観光関連団体への補助金や負担金の支出など既存事業については一般財源で賄い、宿泊客数を増やす事業などには新たな財源を充てることとした。 ・年間の宿泊客数をコロナ禍前の300万人とし、宿泊税を税率200円の定額とした場合に十分に新たな財源として満たすことから、宿泊税を新たな財源とすることが妥当と判断。 ・税率については、定額にすることで宿泊施設での徴収において混乱を緩和できると考えている。

資料出所:各自治体のホームページより百五総合研究所作成

3. 税率(2/2)

■導入先行自治体の考え方

	自治体	税率・税額、水準の考え方
定額制（段階式）	ニセコ町	・当初、定額制よりも定率制のほうが総合的に公平かつ合理的であるとして、宿泊料金に対して2%を課する定率制の導入で検討を進め、令和5年5月には定率制による宿泊税条例案の縦覧及びパブリックコメントの募集を行った。 ・町内での宿泊事業者との協議や北海道や道内の他の市町村における宿泊税導入議論などを勘案した結果、納税者や宿泊事業者にわかりやすい税制であることも重要であるとの判断に至った。そのため、なるべく簡素な税制と観光振興に資する重要な財源の両立を図る制度として、段階定額制への変更を行った。
	赤井川村	・宿泊税を検討した当初、近い時期に宿泊税を検討している北海道及び道内自治体が定額制で進めていること、また協議会では、定率制での算定は徴収義務者の事務負担増となるとの意見より、委員全員が定額制に賛成であったことから、総合的に判断して定額制の導入を決定した。 ・宿泊税を財源として取り組む個別施策を実施する場合、概算で28億の事業費が必要になると推定。事業費に充てる財源の一部として確保することが必要である。北海道の宿泊税が段階的定額制で進んでいる。一律定額制では財源額の確保が難しい。先行して宿泊税を導入している自治体の税額区分を参考とした。以上の事から2万円未満「200円」2万円以上「500円」の段階的定額制とした。
定率制	倶知安町	・地域特性として、コンドミニアムの部屋貸しや戸建ての1棟貸しを行う宿泊施設も多く、そのような宿泊施設では、宿泊人数によって一人当たりの宿泊料金が異なることから、宿泊人数に応じた一人当たりの宿泊料金を算出しなければならなく、特別徴収義務者の徴収手続きを簡素化するためにも、定率制の導入は好ましかった。 ・その後、北海道の「観光税」の検討が減速し、北海道と課税方法を揃える必要がなくなったことから、①もともと宿泊事業者の方から定率での要望があった、②税の三原則のひとつである「簡素」と倶知安町の地域特性に配慮した、③倶知安町法定外税に係る有識者会議においても定率制での導入に同意を得た、これらを総合的に判断して定率制の導入を決定した。 ・宿泊税を財源として取り組む5つの個別施策を実施する場合、概算で3億から4億円の事業費が必要になると推計し、その事業費に必要な財源確保として2%の税率で計算した宿泊税が必要になること、また、諸外国の宿泊税は1%から始まり、事業費に応じて経年で税率を順次引き上げていくことが通例となっているが、本町をはじめ国内では、税率の引き上げには抵抗感があり、短期間での引き上げにならないように2%に設定した。

資料出所：各自治体のホームページより百五総合研究所作成

4. 対象施設

■導入先行自治体の事例

	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市
対象施設	ホテル、旅館	ホテル・旅館・簡易宿所、民泊、特区民泊	ホテル・旅館・簡易宿所、民泊	ホテル・旅館・簡易宿所、民泊	ホテル・旅館・簡易宿所、民泊	ホテル・旅館・簡易宿所、民泊、特区民泊	ホテル・旅館・簡易宿所、民泊

	北九州市	長崎市	ニセコ町	常滑市	熱海市	赤井川村（北海道）
対象施設	ホテル・旅館・簡易宿所、民泊、特区民泊	ホテル・旅館・簡易宿所、民泊	ホテル・旅館・簡易宿所、民泊	ホテル・旅館・簡易宿所、民泊	ホテル・旅館・簡易宿所、民泊	ホテル・旅館・簡易宿所、民泊

■導入先行自治体の考え方

民泊等を含む	熱海市	施設の種類によって、宿泊者が行政サービスを享受する程度は変わらないため、公平性の観点から、全ての宿泊者を対象とすることが望ましいとの考え方より、課税客体は「熱海市に所在する宿泊施設（民泊施設含む。）への宿泊行為」と考える。
民泊等を除く	東京都	民泊、簡易宿所について、公平性の観点から、課税対象とすることが考えられるが、宿泊料金の実態や徴収コストなどを勘案する必要がある。

資料出所：各自治体のホームページより百五総合研究所作成

5. 免税点

■導入先行自治体の事例

	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市
免税点	1万円	7千円	なし	5千円	なし	なし	なし

	北九州市	長崎市	ニセコ町	常滑市	熱海市	赤井川村（北海道）
免税点	なし	なし	なし	なし	なし	8千円

■導入先行自治体の考え方

	自治体	免税点の考え方
免税点あり	金沢市	導入から5年目を迎えて制度の検討を行った。令和4年度に実施した金沢市宿泊税条例施行後の状況に関する調査の結果を踏まえ、金沢市宿泊税条例施行後の状況に関する調査検討会議において有識者から低価格帯の宿泊施設への宿泊者に対する負担が重いとの意見を受けたこと、市議会総務常任委員会でも同様の御意見を受けたこと、さらに、宿泊税制度見直し等に関する意見調査における制度を見直した場合の事務負担等に対する宿泊事業者の皆様の意見等を総合的に勘案して、宿泊料金5,000円未満の宿泊を免税とした。
	赤井川村	宿泊税は観光振興を目的としているため、観光を目的としないビジネス客が利用するような施設における宿泊は一定の配慮が必要である。全宿泊施設に調査したところ、ビジネス目的の宿泊者が利用する施設は8,000円未満の施設に限られた。現在、ビジネス目的の宿泊者の多くは工事関係者が団体で宿泊しており、宿泊施設を低価格・長期間利用する新幹線等の工事関係者については、一定の配慮が必要とした。条例の施行状況・社会経済情勢の推移等を勘案しこの条例について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を条例施行後5年ごとに講ずるものとした。以上のことから免税点を8,000円と設定した。
免税点なし	熱海市	観光地として持続的に発展していくためには、安定的に一定の税収を確保することが必要であり、宿泊者は宿泊料金の高低にかかわらず、行政サービスを一定程度享受していることを勘案すれば、課税の公平性の観点からも広く負担を求めることが望ましく、また導入に当たってはできるだけ簡素な制度とすることが望ましいことから、免税点を設けないことが適当と考える。
	常滑市	享受するサービスにおいては、宿泊料金による大きな違いがないため、課税の公平性の観点から免税点は設けないことにすることが適当である

資料出所：各自治体のホームページより百五総合研究所作成

6. 課税免除

■導入先行自治体の事例

	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市
課税免除	なし	なし	修学旅行等学校行事参加者（引率含む）	なし	修学旅行等学校行事参加者（引率含む）、職場体験・インターンシップ参加者	なし	なし

	北九州市	長崎市	ニセコ町	常滑市	熱海市	赤井川村（北海道）
課税免除	なし	修学旅行等学校行事参加者（引率含む）、部活動または地域のクラブチームとして参加する児童、生徒（引率含む）	修学旅行等学校行事参加者（引率含む）、町長が必要と認める者	なし	修学旅行等学校行事参加者（引率含む）、12歳未満の者、市長が必要と認める者	修学旅行等学校行事参加者（引率含む

■導入先行自治体の考え方

	自治体	課税免除の考え方
課税免除あり	倶知安町	修学旅行や学校行事は、学びや体験の場を提供する教育活動の一環であり、公益性があると考える。また、修学旅行の思い出からリピーターとなって再び同町を訪れるきっかけにつながると考える。さらに、職場体験、インターンシップについては、観光人材を確保しホスピタリティの充実を図るため。これらのことから、学校が主催する修学旅行、職場体験、インターンシップを対象に課税免除とする（スポーツ大会や部活動の合宿は除く）。
	長崎市	平和教育のため修学旅行の誘致を推進しており、他の先行自治体と比較しても多くの修学旅行生が訪れていること、国内、海外問わず多くの児童、生徒が原爆資料館や被爆遺構を巡り被爆の実相に直接触れる機会を作ることについて、より一層力を入れて取り組んでいく必要があることなどから、修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒等及びその引率者について課税免除とする。
課税免除なし	金沢市	課税の公平性、特別徴収義務者の負担軽減の観点から、できる限り簡素でわかりやすい仕組みが望ましいという宿泊事業者団体からの意見や要望を踏まえ、課税免除を設けていない（※別途修学旅行への支援制度あり）
	北九州市	課税免除は、応益性や公平性、宿泊事業者の事務負担軽減の観点から行わない。なお、修学旅行に対する課税免除については、修学旅行生も他の観光客と同様の行政サービスを受けること、他の学校行事との線引きが困難であること、宿泊事業者の事務が煩雑となること、福岡県の宿泊税は課税されることから、課税免除しないことが適当であり、修学旅行を増やすための施策については別途検討することが必要と考えられる。

資料出所：各自治体のホームページより百五総合研究所作成

7. 特別徴収義務者への対応

■導入先行自治体の事例

	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市
報償金等	2.5%(5年3%) 最大100万	2.5%(5年3%)	2.5%(5年3%) 最大200万	2.5%(5年3%) 加算措置あり 最大50万	2.5%(5年3%)	2.5%(5年3%) 追加加算あり 最大200万	2.5%(5年3%) 追加加算あり 最大200万

	北九州市	長崎市	ニセコ町	常滑市	熱海市	赤井川村(北海道)
報償金等	2.5%(5年3%) 追加加算あり 最大200万	2.5%,最大50万 ｼｽﾃﾑ整備補助 1/2, 最大50万	5% 導入支援交付金 3～100万円(客室数ごとに異なる)	2.5% ｼｽﾃﾑ整備補助 1/2, 最大100万	2.5%(5年3%) ｼｽﾃﾑ整備及びﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ修正補助 1/2, 最大50万	■%

■導入先行自治体の考え方

自治体		報償金の考え方
特別徴収義務交付金 5%	ニセコ町	特別徴収に係る事務負担を報償し、あわせて納期内納入の意欲の高揚を図ることを目的にしている。

資料出所:各自治体のホームページより百五総合研究所作成

宿泊税以外の観光財源の事例

1-1. 入湯税超過課税　①入湯税

①入湯税とは

入湯施設の利用と市町村の行政サービスとの関連に着目し、鉱泉浴場所在の市町村が課する法定目的税

課税団体	鉱泉浴場所在の市町村
課税客体	鉱泉浴場における入湯行為
税率	1人1日150円を標準とする
徴収方法	旅館等が特別徴収義務者として、入湯客から入湯税を徴収し、市町村に納入
使途	• 環境衛生施設の整備 • 鉱泉源の保護管理施設の整備 • 消防施設その他消防活動に必要な施設の整備 • 観光の振興（観光施設の整備を含む）

資料出所：総務省

1-2. 入湯税超過課税　②伊勢市における入湯税

②伊勢市における入湯税の内容

■概要

課税客体	鉱泉浴場における入湯行為		
課税免除等	年齢12歳未満の者、共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者		
金額	1人1日150円		
使途	スポーツ・MICE誘致推進事業等		
導入年	H17 ※二見町はH17以前から導入	R5年度決算額	22百万円

■税収額

- コロナ禍以降、2千万円超で推移。
- 特別徴収義務者（対象施設）は、8施設。
- R6年度当初予算では、入湯税充当対象経費のうち、観光振興に関する事業に対して、2千万円の充当を予定。

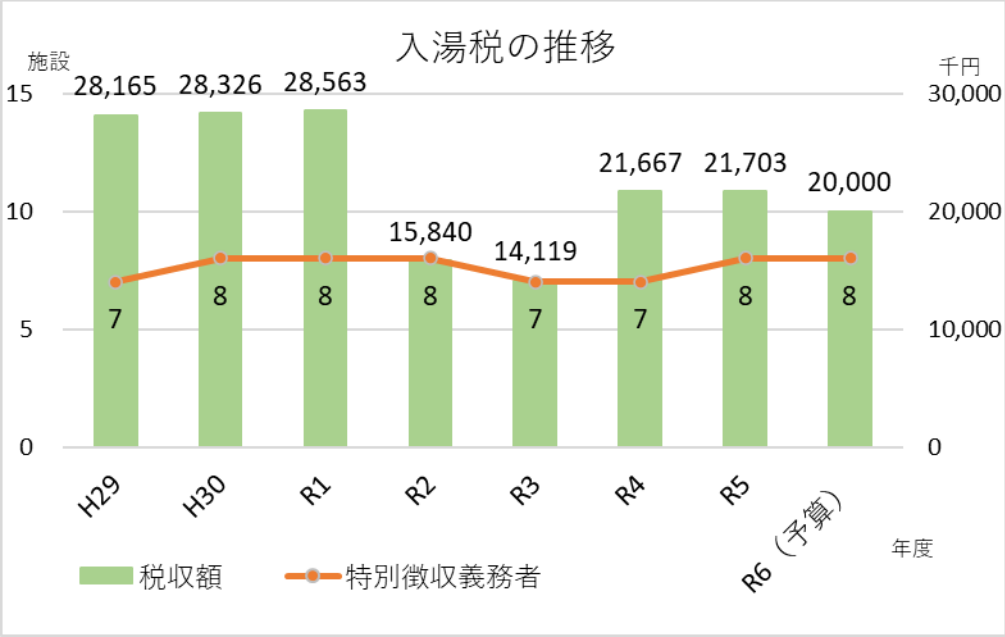

資料出所：伊勢市市税条例、令和6年度当初予算説明資料

1-3. 入湯税超過課税　③入湯税超過課税の事例

③　入湯税超過課税

- 入湯税の額は、一人一日150円を標準とされているが、市町村ごとに金額を定めることができる。
- 現在、12団体が超過課税を導入している。（令和5年4月1日現在）。

入湯税超過課税導入自治体
北海道釧路市、北海道登別市、北海道伊達市、北海道上川町、北海道東川町、北海道壮瞥町、北海道洞爺湖町、三重県桑名市、大阪府箕面市、岡山県美作市、山口県長門町、大分県別府市

名称	**入湯税超過課税**	自治体	北海道釧路市
課税客体	鉱泉浴場の入湯客　※阿寒湖温泉地区のみが該当		
金額	一般の宿泊客1人1泊　250円（※下記を除く） ※国際観光ホテル整備法上の登録ホテル・登録旅館以外の一般の宿泊客1人1泊　150円、 一般の日帰り客1人1日　90円、修学旅行の学生生徒で10人以上の団体で1人1泊　70円、 修学旅行の学生生徒で10人以上の団体で日帰り客1人1日　40円		
使途	入湯税の税率改定による増収分（引上げ後の税率250円のうち100円に相当する分）については、「釧路市観光振興臨時基金」に積み立て、250円の税率が適用される宿泊施設が所在する地域の観光振興事業に充てる		
税の種類	法定目的税	徴収方法	特別徴収
導入年	H27.4～R7.3　※R7.4以降は300円に改正	R6年度積立額	39百万円

資料出所：総務省、各自治体のホームページより百五総合研究所作成

2. 駐車する行為に対する課税

名称	**歴史と文化の環境税**	自治体	福岡県太宰府市
課税客体	有料駐車場(※)に駐車する行為 ※市内にある有料駐車場のうち、月極駐車場、事業所・店舗等に付随する駐車場、臨時的駐車場を除いたもの		
金額	自転車を除く二輪車:50円、乗車定員10人以下の自動車:100円、 10人超29人以下の自動車:300円、29人超の自動車:500円／1回		
使途	歴史的文化遺産の保存活用事業、来訪者へのおもてなし事業、環境負荷削減事業等		
税の種類	法定外普通税	徴収方法	特別徴収
導入年	H15	R4年度決算額	63百万円

名称	**乗鞍環境保全税**	自治体	岐阜県
課税客体	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車を運転して自ら入り込む行為又は他人を入り込ませる行為		
金額	乗車定員10人以下の自動車:300円、11人以上29人以下の自動車:1,500円、 30人以上の一般乗り合い用バス:2,000円、30人以上の一般乗り合い用バス以外:3,000円／1回		
使途	乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に要する費用		
税の種類	法定外目的税	徴収方法	特別徴収(一部申告納付)
導入年	H15	R4年度決算額	8百万円

資料出所:総務省、各自治体のホームページより百五総合研究所作成

3. 入域する行為に対する課税（入域税）

名称	**美ら島税**	自治体	沖縄県座間味村
課税客体	旅客船、飛行機等により座間味村へ入域する行為		
課税免除等	障害者、中学生以下は課税免除		
金額	100円／1回		
使途	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備		
税の種類	法定外目的税	徴収方法	特別徴収
導入年	H30	R4年度決算額	9百万円

※沖縄県伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村でも「環境協力税」として、美ら島税と同様の使途で、各村への入村行為に対し同じ金額（100円／1回）で徴収

名称	**宮島訪問税**	自治体	広島県廿日市市
課税客体	船舶により宮島町の区域に訪問をする行為		
課税免除等	住民や通勤者、通学者は対象外、未就学児や修学旅行等は課税免除		
金額	100円／1回		
使途	環境整備や文化への理解、エコツーリズムの推進		
税の種類	法定外普通税	徴収方法	特別徴収、申告納付
導入年	R5	平年度収入見込額	300百万円

資料出所：総務省、各自治体のホームページより百五総合研究所作成

4. 寄附金

■ふるさと納税制度

名称	**伊勢eまちギフト**	実施主体	伊勢市
対象	日本中の人々		
支援金	10,000円1,000,000円まで6種類（※寄付額の30%が電子商品券）		
使途	返礼品		
導入年	R6	収入見込額	ー

■クラウドファウンディング

名称	**KUMANO KODOクラウドファウンディング**	実施主体	田辺市熊野ツーリズムビューロー
対象	世界中の人々		
支援金	3,000円から300,000円まで9種類（※各種類の返礼品あり）		
使途	熊野古道の保全・保存活動		
実施年	R2	支援金額	308万3千円／目標額200万円

資料出所：田辺市ツーリズムビューローホームページ、ならびにMATCHA公式アカウントより百五総合研究所作成

5. 協力金

名称	**富士山保全協力金**	自治体	山梨県、静岡県
対象	五合目から先に立ち入る来訪者		
金額	基本　1,000円		
使途	富士山の環境保全や登山者の安全対策等		
導入年	H26	R5年度収入	104百万円（山梨県） 61百万円（静岡県）

名称	**美ら海協力金**	自治体	宮古島美ら海連絡協議会
対象	宮古島周辺海域でダイビングをする人		
金額	500円／1日		
使途	宮古島市周辺の海洋環境の保全、観光ダイビング事業及び水産業の振興並びに地域の発展に寄与		
導入年	H20	R5年度収入	－

資料出所：総務省、各自治体のホームページより百五総合研究所作成

アンケート調査票

宿泊事業者アンケート調査票(1/2)

新たな観光財源（宿泊税導入検討）に関する アンケート調査のご協力のお願い

伊勢市では、現在、第 63 回神宮式年遷宮に向けた準備が進められており、今後、観光客を含む交流人口のさらなる増加が見込まれています。観光によるにぎわいを本市の成長につなげ、観光振興への取り組みを安定的かつ持続的に展開するための財源確保について検討しています。

本アンケートは、新たな観光財源として伊勢市内に宿泊する方を対象に負担していただく「宿泊税」に関し、市内で宿泊業を営む事業者の皆様にご意見をお聞きするものです。お手数ではございますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、本アンケートは、伊勢市における宿泊税の検討のみに使用し、他の目的には使用いたしません。また集計結果を公表する予定ですが、個々の回答者が判別できるような表現はいたしません。

【宿泊税とは】

宿泊税は、ホテルや旅館、民宿などに宿泊する方に対して課税するもので、観光振興等の財源として各自治体が独自に実施する地方税です。税に関する制度や使途については、条例で定めます。

全国の事例としては、東京都、大阪府、福岡県の３都府県の他、基礎自治体では、京都市、金沢市、倶知安町、福岡市、北九州市、長崎市が導入しています。また、県内においては鳥羽市、志摩市においても検討が進んでおります。

【アンケートの提出方法】

方法①：WEB からの回答

（右の二次元コード又は下の URL よりアクセスし回答してください）

URL：https://questant.jp/q/IASMET24

方法②：FAX やメールによる回答（伊勢市観光振興課宛に送付してください）

【提出締切】　令和６年９月 30 日（月）　必着

【お問い合わせ先】

伊勢市観光振興課　東、山口

TEL：0596-21-5566　FAX：0596-21-5651

Mail：kanko-sinko@city.ise.mie.jp

1.施設（回答者）への基礎的な質問

（問１）施設名をご記載ください。

施設名	

（問２）施設の種類についてお教えください。（あてはまるもの１つを選択）

1	ホテル	2	旅館
3	民宿	4	住宅宿泊事業を行う届出住宅
5	簡易宿泊所（ゲストハウスを含む）	6	その他（　　）

（問３）施設規模（客室数、収容人数、年間宿泊者数、宿泊料金単価（※））についてお教えください。

※ 一人当たりの宿泊料金（飲食代等を含まない素泊まりの料金）の平均的な設定価格をご回答ください。

	宿泊施設
部屋数	室
収容人数	人
年間延べ宿泊者数	人泊
宿泊料金単価	円

（問４）伊勢市の今後の観光振興への取り組みについて、必要性が高いと思うものをお教えください。（あてはまるもの３つまで選択）

1	観光資源の魅力向上	2	効果的な誘客の促進
3	伊勢市内の景観の保全・再生	4	外国人旅行者に備えた多言語化の充実
5	ナイトタイムエコノミー推進による宿泊推進	6	宿泊助成キャンペーン施策の実施
7	観光客への観光案内、観光情報の発信	8	目的地までの移動の円滑化
9	快適で安全・安心な受入環境の整備	10	観光産業の経営基盤強化
11	観光振興を行う団体の組織強化	12	持続可能な観光まちづくり
13	３市（伊勢市、鳥羽市、志摩市）での連携	14	わからない、何ともいえない
15	何もしなくてもよい		
16	その他（　　）		

2.宿泊税について

（問５）現時点で宿泊税に対してどのようなご理解かお教えください。（あてはまるもの１つを選択）

1	宿泊税について、どのような制度か知っている
2	宿泊税という名前は知っているが、制度については詳しく知らない
3	知らない、聞いたことがない
4	その他（　　）

宿泊事業者アンケート調査票（2/2）

（問 6）伊勢市が新たな観光財源として宿泊税を導入することについて、現時点でどのようにお考えでしょうか。（あてはまるもの１つを選択）

1	導入に賛成する
2	導入の趣旨には賛成するが、税の使途次第のため何ともいえない
3	導入に反対する
4	わからない、どちらでもよい

（問７）宿泊税を導入することでどのような影響があるとお考えでしょうか。
（あてはまるものすべてを選択）

1	特に影響はない
2	徴収などの事務負担が増える
3	システム改修に係る経費負担が生じる
4	宿泊者の減少やクレームにつながる
5	わからない、何ともいえない
6	その他（　　）

■以下、問８～問 10 は、宿泊税を導入する場合のご意見をお聞きするものです。

（問８）宿泊税には下表のとおり、定額制と定率制があり、定額制には、一律のものと宿泊料金によって差があるものがあります。下表の自治体での事例を参考にご意見をお聞かせください。また、１～３を選ばれた方は、協力を得られると考える宿泊税の金額または率をご回答ください。（あてはまるもの１つを選択）

〈表１　全国の３つの事例〉

	事例Ⓐ　（定額制） 北九州市（福岡県）	事例Ⓑ　（定額制） 京都市（京都府）	事例Ⓒ　（定率制） 倶知安町（北海道）
税率 （税額）	１人１泊　200 円	１人１泊　宿泊料金が ①２万円未満　200 円 ②２万円以上　500 円	１人１泊 宿泊料金　×　２％

1	宿泊料金に関係なく同じ税額のほうがよい（事例Ⓐ）　（　　円）
2	宿泊料金により税額を区分したほうがよい（事例Ⓑ）　（　　円　～　　円）
3	宿泊料金に関係なく定率の税がよい（事例Ⓒ）　（　　％）
4	わからない、何ともいえない

（問 9）他地域の宿泊税においては、宿泊料金が一定金額に満たない場合に免税としたり、修学旅行等学校行事に参加する児童・生徒や引率者について、課税を免除したりする場合があります。宿泊税の免税や課税免除について、お聞かせください。
（あてはまるものすべてを選択）

1	宿泊料金が一定金額に満たない場合は免税とした方がよい
2	修学旅行等学校行事への課税免除を設けた方がよい
3	免税や課税免除を設けない方がよい
4	わからない、何ともいえない
5	その他（　　）

（問 10）伊勢市では宿泊税を導入する場合、レジシステムの改修やパソコン等の機器の購入をする必要がある宿泊施設を対象に、補助金制度を設けることを検討していますが、こうした補助金を活用する意向があるかお教えください。
（あてはまるもの１つを選択）

1	活用したい
2	どちらかといえば活用したいが、補助率や補助金額次第のため何ともいえない
3	活用しない、又は活用する必要がない
4	わからない、どちらでもよい

３．自由記述

（問 11）ほかに宿泊税や観光振興全般についてご意見があれば記入をお願いします。
（自由記述）

以上でアンケートは終了になります。ご協力ありがとうございました。

観光客アンケート調査票

NO.＿＿

【宿泊税の検討に関するアンケート調査表】

伊勢市では観光地のさらなる魅力向上を目指してホテルや旅館、民宿などに宿泊する方に対して一定の負担を求める宿泊税の導入を検討しております。検討の参考とするため、ご意見をお聞かせください。

1．宿泊税について知っていますか。

1	宿泊税について、どのような制度か知っている
2	宿泊税という名前は知っているが、内容については詳しく知らない
3	わからない、何ともいえない
4	その他（　　）

2．他の観光地で宿泊税を支払ったことがありますか。

1	ある	2	ない	3	わからない

3．伊勢市が宿泊税を導入することに関してどのようなお考えですか。

1	導入に賛成する
2	宿泊客の満足度を高めるために使うのであれば賛成する
3	どちらでもよい、何ともいえない
4	導入してほしくない

4．1泊につき、どのくらいの額であれば支払っても良いと思いますか。

※宿泊の方は今回の宿泊料金と同程度を想定してください。

日帰りの方は1泊素泊まりで宿泊料金1万円程度を想定してください。

1	1泊につき、100円	2	1泊につき、200円
3	1泊につき、300円以上	4	払いたくない

5．伊勢市の今後の観光振興への取り組みについて、必要性が高いと思うものをお教えください。

（あてはまるもの3つまで選択）

1	観光資源の魅力向上	2	効果的な誘客の促進
3	伊勢市内の景観の保全・再生	4	外国人旅行者に備えた多言語化の充実
5	ナイトタイムエコノミー推進による宿泊推進	6	宿泊助成キャンペーン施策の実施
7	観光客への観光案内、観光情報の発信	8	目的地までの移動の円滑化
9	快適で安全・安心な受入環境の整備	10	持続可能な観光まちづくり
11	3市（伊勢市、鳥羽市、志摩市）での連携	12	わからない、何ともいえない
13	何もしなくてもよい	14	その他（　　）